

被災の種類	添付書類													備考	
	JAM共済請求書	①罹災報告書	②被災証明書もしくは罹災証明書	③罹災状況現場写真	④地方自治体の罹災証明書	⑤交通事故証明書もしくは警察の証明書	⑥不法侵入者による盗難被害報告書	⑦落雷修理費用明細書	⑧見積書もしくは請求書	⑨死亡診断書もしくは死体検案書	⑩除籍の記載のある証明書（戸籍謄本）	⑪障害等級診断書もしくは障害を証明する医師の診断書	⑫労災一時金支給決定通知	⑬後遺傷害診断書	
火災による住宅被害	◎	◎	◎	◎					○						●個人火災共済（自家型）の共済金が1,800万円を超える場合は建物の保存登記もしくは固定資産評価証明書を添付 ●個人火災共済（自家型）で車両の飛び込みによる住宅被害の場合は交通事故証明書があれば②被災証明書は省略可
落雷および航空機墜落による住宅被害	◎	◎	◎	◎					○						
車両の飛び込みによる住宅被害	◎	◎	◎	◎		○			○						
ガス・薬品の爆発による住宅被害	◎	◎	◎	◎					○						
地震・風水雪害による住宅被害	◎	◎	◎	◎					○						
水害（床上浸水）による住宅被害	◎	◎	◎	◎											
水害（床下浸水）による住宅被害	○	○			○										
火災・地震・風水雪害によるカーポート被害	○	○	○	○											
凍結での水管破裂による住宅被害	○	○	○	○					○						
風呂の空焚き見舞金	○	○		○					○						
上階（他人の戸室）からの漏水による住宅被害	◎	◎	◎	◎					○						②建物の管理者もしくは加害者の証明書
車両の飛び込みによる塀・フェンスの被害	○	○		○		○			○						
不法侵入者による住宅被害もしくは門、塀、車庫、物置納屋被害	○	○		○		○			○						
不法侵入者による加入住宅内での盗難被害	○	○		○		○	○								⑤警察の証明書が発行された場合は⑥に添付
交通事故による死亡	○					○				○	○				⑩は加入者および受取人の戸籍謄本（原本）
交通事故による後遺傷害 ※ 但し、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）で後遺障害等級を認定されている場合は自賠責保険の書類をご添付いただけます。その場合は所属の地方JAMへご連絡下さい。必要書類をご案内致します。	○					○								○	⑬は受傷から後遺障害確定に至るまでの診断書（原本）
犯罪被害	事故状況により提出書類が異なります。事故の報告をいただいた後、必要書類を「委託損害保険会社」よりご案内致します。その書類に必要事項を記入し、所属の地方JAMへご提出下さい。														
本人死亡弔慰金	○									○	○				⑨もしくは⑩ 死亡事実の記載のある住民票も可
配偶者弔慰金	○									○	○				
傷害見舞金（交通事故もしくは不慮の事故による）	○											○	○		⑪もしくは⑫
建物火災による焼死	◎	◎	◎	◎						◎	○				●⑩は被災者と共済金受取人の関係が分かる証明書（戸籍謄本） ●個人火災共済（自家型）で請求の場合は②⑨⑩を添付
落雷による電化製品の損壊	◎	◎	◎	○				○	○						●①罹災報告書の住宅問取図の記入は不要 ●⑧は請求書が領収書 ●個人火災共済（自家型）で請求の場合は⑦落雷修理費用明細書があれば②被災証明書は省略可
個人賠償	事故状況により提出書類が異なります。事故の報告をいただいた後、必要書類を「委託損害保険会社」よりご案内致します。														

（１）ハート・団体火災共済の被災時は◎が添付書類です。

（２）個人火災共済（自家型）の被災時は◎および○が添付書類です。

（３）ハート・団体火災共済、個人火災共済（自家型）の請求書についてはそれぞれ必要となります。但し、添付書類については共通で使用するので2部の提出は不要です。